

市からの報告事項について

1. 「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」に新たに 3 市が加わったことについて

船橋市では「誰もがお互いの個性や価値観を理解・尊重し、自分らしく輝けるまち」の実現を目指して、令和 3 年 12 月より、ふなばしパートナーシップ宣誓制度を開始し、令和 5 年 4 月からは、宣誓した 2 人に未成年の子ども(実子または養子)がいる場合に届出ができるファミリーシップを加えた宣誓制度を導入しています。

「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」は、同様の制度を導入している千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市及び柏市のいずれかで同制度を利用している当事者が、協定締結都市間で転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るものです。

この度、本協定に 7 月 1 日から新たに市原市、浦安市、袖ヶ浦市の 3 市が加わりました。

【都市間スキーム】

